

保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する同法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年3月3日

大阪税関長 中 山 峰 孝

記

被許可者の氏名又は名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
日澱化学株式会社 大阪府大阪市淀川区三津屋北3丁目3番29号	日澱化学株式会社 大阪府大阪市淀川区三津屋北3丁目3番29号	自 令和2年4月 1日 至 令和8年3月31日